

時事新報

米價騰貴　時事新報  
近來米價頗に騰貴して餉民の難堪容易ならざるに付き其筋にても之が臺灣の方法を求めるんとて昨今調査の中ありと聞く、昨年の春まで四箇月にありしものが今年に至りて順に九箇月に上りたる此激變は必ずしも年の豊凶によるに非ず接するに政府が義にブールズ論を提起して一時に全國の米商會所を驚かし其運命をして殆んど落日の有様に陥らしめると共々會所の我率非常に高くして恰も禁止稅の姿ありしかば米の賣買は會所に依らずして國中の處に隨ひ時に隨ひ區々の相場を現はして詰る所ふれと平均すれば價の低落を助けて低きに過ぎたるの事實あきにあらず左るよても僅か一年の前後に倍價の相違とは算外のとにして明治初年以來凶歎に非ずして詰る所ふれと平均すれば價の低落したるは殆んど其例を見す夫の明治十三年の米價の如きも精密に金銀紙三様の差を計算して比較するときは少なくとも今日の高きに超ゆると詰はざるべし實に近日の相場は經濟社會の奇相にして其由來原因に付ては我輩も不日一論を草して世間に質すとある可ければ暫く之を後に譲り免に角に米價の安さに慣れたる紳民等が今日その生活に苦しむれば憐む可し若しも之を救ふに妙策もあらば差向きの急務として講究せざる可らず一説に米價の騰貴を防いで小民を救はんには米商會所の賣買を禁ず可しと云ふ者あり是れは例の士族流の學者に相應なる考案にして天保の頃にも毎度發したる言なれども商賈の活世界には速も行はる可らず強て行はんとすれば自然に全國米價の平均を失はしめ其間に利する者は少數の商人即ち士族流に所謂奸商にして之が爲に多數の愚民は種々懲り可し若しも之を救ふに妙策もあらば差向きの急務として講究せざる可らず一説に米價の騰貴を防いで小民を救はんには米商會所の賣買を禁ず可しと主張する者あり是亦實際に行はるれば妙あれども人事は中々錯雜にして世間は廣きものなれば斯る人爲の小刀細工を許さず今の士族流が其むかしの舊藩地よりしたる小策などを回想したならば或は歎心を催はすみどもあらんあれとも今日の大日本は舊小藩にあらず文明法律の下に居て利を圖んする金穴又は會社等が何として人間の説教を聽かんや苟も法律の許す所にして好き利子を得べきものあれば米にても麥にても抵當に取らざるを得ず況んや米穀は抵當として最も安全なる手段とや千萬言の既難都て無益ありと知る可し

以上二説は到底無益の妙法として爰に我輩の一説を掲ぐれば物價の高低は需要供給の如何に關するとの經濟主義に基き外國米の輸入を勧るものあり前年政府は米價の低さを要へて日本米の輸出を保護獎勵したるふどもあれば今は之を避にして其輸入を導き且我輩が貰て云へる如くへ去月六日時事新報其外國米と米商會所の實業受渡に適用せしむるふと最も緊要なる可し外國米の安全策あり或は世上の說よ南京米(外國米の俗稱)に位するが故に此劣物を以て市場を潤澤せしむるときは自から空説の米價に影響せざるを得ず即ち騰貴を防ぐの安全策ありと云ふものあれは否既下等にして日本人の口に達せずと云ふものあれ

とも其下等なるふそ價の安さ所以なれば何ぞ之と會するに足らんや畢竟其筋にて米價の騰貴を止めんとするは貴民の餓死を救ふに外あらず中國で死せんとする者は必ず南京米の安きものあり之を食ふて死を免かる可しと云へば政府の好意は此上に及ばず可らず苟る此米を忌み嫌ふて上米を得んとする者は最早や貴民の部分より自力を以て如何なる上物をも買ふ可し固より政府の關する所に非すくて人民一般に免免南米を嫌ふて日本米を求める者が爲めよ米價の高きとあらば國に眞實の貧民少なき問題にして、貧民少なく米價高しとあれは其高きほどいよ／＼國の爲め又國せざるを得ず、租稅輕からず肥料安からざる日本國に耕す農家の爲めを謀れば米穀の價は聊々にても騰貴するふそ願はしけれ故に今日の急は政府にて新案を立て最も妙なり既に飢餓を救ふの道を開きる上は政府の職分は立て極貧民の飢餓を救ふ可きのみ之に由りて全體の米價を下落せしむるも可あり、下落せしめされば既に飢餓を救ふが故に他に心配はある可らず徒に事實に行はれざる法則を頃はしくして又もや却て商賈社會を驚かし粉々擾々の種子を持て政府の德望を傷つくるに盡したるが故に他の心配はある可らず徒に事實に行はれざる法則を頃はしくして又もや却て商賈社會を驚かし粉々擾々の種子を持て政府の德望を傷つくるが如きは我輩の最も取らざる所あり

○内務省告示第十三號

官報

○第六十銀行 左の通り申來りなれば前報是正す  
貴社新聞紙第二千六百二十號（四月十日）雜報欄内に第  
六十銀行の處分を題し御記載成候事項は素より本行  
於て解停出頭之儀計當中に候得共文中大に事實に相  
違のみならず三井銀行へ内談し三十萬圓の出金を請ひ  
候杯無根之妄說等も有之經營上妨害を蒙り候能不少候  
間速に全文掲載御取消有之度此段得實消息也

明治廿三年四月十日 第六十國立銀行

○國幣中社 阿蘇神社 熊本縣肥後國阿蘇郡宮地村欽成  
右官幣中社ニ昇格ノ旨仰出サル

明治廿三年 四月十日 内務大臣伯爵山縣有朋

○土族總代協議會の調決 石川縣士族授產金として某  
て其筋より貸下られたる金二萬二千餘圓を以て設立せ  
し金澤小立野の齋場は今度士族一同の自營よ夢され  
しかば縣下各都市より獨闘二十二名士族總代を擧舉し  
遇設來金澤公園博物館に於て協議會を開き居たるヶ去  
る六日にて其議事略は決定し一先づ閉會せり今同會議  
決の要略を記せば先づ齋場（此評價一萬七千三百圓  
金にして現在金千五百圓餘）を協議會へ引受け且つ貸  
下金を恩賜金に引直すの議は此程既に内務  
大藏兩大臣より電報を以て許可ありたるより又右協議  
會に於て總代の一人なる舊主進社長遠藤秀景氏等の發  
議に依り協議會の決議を以て舊金澤藩主前田侯へ金五  
萬圓の出金を請願し恩賜金と合せて士族へ分配するふ  
とに決し尙ほ遠藤秀景、堀嘉久馬兩氏を右請願の上京  
委員に選定せしが其往復旅費は一名五十圓充てし運賃  
金中より支給する筈ありと

東京商況年物貿

# 東京商況并物價

○深川在米高 四月九日  
○前日夕持越 米 廿九萬四百六十三俵○雜穀  
○九日輸出 米 一萬九百十俵○雜穀  
○九日輸入 米 四千二百八十三俵○雜穀  
九萬七十四俵  
八百四俵  
五百八十九俵

○入津船	同日	○外に轉賣引取米 ○輕引在島米
○鹿鳴丸	豐前米	七千九百八十四俵
○鷲鷹丸	肥後米	廿九萬八百十九俵
○川船	靜州米	○舞鶴八萬九千八百五十俵
○中裕丸	米	七百六十九俵
		二千三十七俵
		五百二十五俵
		七百四十七俵
		四百四十七俵
		三百四十五俵
		三百三十俵
		三百四十一俵

○ 深川屬橫口地廻入船	同日
○ 合計	米 四千二百八十三俵 雜穀 五百八十九俵
○ 萩州米	四百六十俵
○ 合計	五百六十俵
○ 売穀	五百六十俵

○東京油會所立會出來直段	一昨九日立會の菜種油は昨今漸く 快晴の氣象にて各地共積分か出運りあるべく加ふるに不拘けの季節勞々 無耐れの情況にて目切不厭の卸配を呈し其他石油色物も同様不活潑の市 況なりと相場菜種油一握に付
一等米	七升六合
二等米	七升八合
三等米	八升二合

同本正物  
同尺三  
同三二一  
同上布立切  
同上立切